

教委第05-18号
令和2年5月15日

各市町等教育委員会
教育長 様

三重県教育委員会教育長

県立学校における教育活動の再開について（通知）

三重県では4月25日以降、感染者が20日間連続して確認されておらず、5月14日には、国において、三重県の緊急事態措置が解除されるとともに、近隣の愛知県及び岐阜県における特定警戒措置についても解除されたところです。

また、5月1日付けの文部科学省の「学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」においても、分散登校日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校で教育を受けられるようにしていくことが重要との考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、県立学校における臨時休業を5月18日に解除して学校を再開することとしました。県立学校については、5月18日から29日までの期間においては分散登校を行い、オンライン授業と効果的に組み合わせて児童生徒を指導し、6月1日からは通常授業とすることとしています。

ついでには、県立学校における教育活動の再開について、別添（写）のとおり通知していますので、これを参考にさせていただき、今後の教育活動再開に向けて十分な感染拡大防止対策を講じていただくとともに、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、市町の状況に応じてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況により、県立学校の対応については変更することがある旨申し添えます。

記

1 送付文書

- (1) 県立学校における教育活動の再開について（通知）（写）
- (2) 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年5月15日）

事務担当	三重県教育委員会事務局
	小中学校教育課小中学校教育班 村田 憲彦
	TEL：059-224-2963
	保健体育課健康教育班 柚木 歩
	TEL：059-224-2969